

2018年

新春

どうそ 満

議員活動報告



発行責任者 道祖 満

飯塚市 鯉田2525-44

TEL 25-3280・22-9323

つくります!
newしいづがライフ

飯塚市議会議員 どうそ 道祖 満

e-mail:m.douso@fmwu.or.jp

平成30年（西暦2018年）

新春のお慶びを申し上げます。

皆様お元気ですか。平成30年となりました。

昨年は、年明けから市政が混乱し2月には新しい市長が誕生致しました。

5月には、市職員の働く姿が市民の皆様に見えるようにレイアウトされた、新しい市庁舎の運用が始まりました。

昨年は、何かと慌ただしい一年ではありましたが、わたしは3月定例会市議会の一般質問で、保育園入所の待機児童対策として保育士確保のために、市独自の修学資金制度導入を提言致しましたが、その意見が聞き入れられ、9月定例会市議会で飯塚市内の民間保育園に勤務することを条件とする飯塚市独自の「飯塚市保育士修学資金貸付金条例」が提案され、可決し制定となりました。

また、合わせて、「飯塚市保育士生活資金貸付金条例」も制定されました。

老朽化に伴い、新しく建替えを検討している体育館の建設場所については、平成27年6月定例会市議会の一般質問で鯉田地区の「市民公園広場周辺(旧飯塚市陸上競技場跡地)」にすることを提言致しました。また、現在設置されています「経済・体育施設に関する調査特別委員会」でも公共交通の利便性を考えて移転先の場所の選定をする様に言ってきました。

その結果、市は11月30日開催の特別委員会で、移転・新築する体育館は鯉田地区に建設することを表明いたしました。

今年も、市民の皆様の声を行政へ伝えるため、委員会、本会議等で発言を行っていく所存です。今後とも温かいご支援をよろしくお願い致します。



平成29年11月15日・16日、姫路市で開催の第12回全国市議会議員研究フォーラムにて

平成 29 年 12 月定例会が開催されました。

12 月定例市議会が、12 月 11 日より 12 月 22 日まで開催されました。

今回の定例市議会では、10 月に行われた衆議院議員選挙の関連経費 4 千 982 万 1 千円が補正された「平成 29 年度飯塚市一般会計補正予算（第 3 号）専決」と、前期の実績に基づいた経費の見直しと今後見込まれる所要額を補正する一般会計補正予算（第 4 号）と各特別会計補正予算・各企業会計補正予算、追加議案として職員の給与改定に伴う各会計の補正予算が審議されました。

補正後の「平成 29 年度飯塚市一般会計予算・634 億 5291 万 1 千円」、「平成 29 年度 11 特別会計予算・569 億 8814 万 4 千円」、「平成 29 年度 4 企業会計予算・78 億 6415 万 8 千円」となりました。

また予算以外の条例は、次の 24 件が審議されました。

- ◎飯塚市支所及び出塲所設置条例の一部を改正する条例（鎮西交流センターを鎮西中小一貫校に併設するため平成 30 年 4 月 1 日から変更するもの。）
- ◎定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例（飯塚市、嘉麻市、桂川町で形成する定住自立圏の協定締結・変更・廃止の通告を議会の議決事件とする条例の制定。）
- ◎飯塚市付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業者選考委員会を設置し整備事業者の選定に取り組むもの。）
- ◎飯塚市職員の配偶者同行休業に関する条例（地方公務員法の規定に基づき海外勤務等際の休業期間 3 年間の配偶者同行の制度を設けるもの。）
- ◎飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業期間を必要と認める場合、2 歳に達するまでとする関係規定を整備するもの。）
- ◎飯塚市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、市議会、市の機関から要求されたものを追加するもの。）
- ◎飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例（航空券と宿泊料金等のセットになったパック料金等に対応するため関係規定を整備するもの。平成 30 年 4 月 1 日より施行。）
- ◎飯塚市行政財産使用料条例の一部を改正する条例（市役所来庁者駐車場の一部を有料駐車場とし、使用料を徴収するもの。平日 30 分毎 200 円、休日 30 分毎 100 円、但し平日・休日とも最初の 30 分は無料、平日上限 1 日毎 500 円、休日上限無し。）
- ◎飯塚市国民健康保険出産費支払資金貸付基金条例を廃止する条例（平成 23 年度から出産育児一時金の医療機関への直接支払制度が導入され、平成 24 年度以降貸付実績がなく必要性が無くなった為廃止するもの。平成 30 年 3 月 31 日から施行。）
- ◎飯塚市立小学校条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例（小中一貫校開校に伴い、蓮台寺小・潤野小を飯塚鎮西小へ、鎮西中を飯塚鎮西中に小中ともに大日

寺 141 番地に名称と位置を変更。穂波東中学校の位置を平恒 1021 番地に変更するもの。
平成 30 年 4 月 1 日から施行。)

◎飯塚市学校給食センター条例を廃止する条例（センター廃止の為条例を廃止するもの。
平成 30 年 4 月 1 日から施行。)

◎飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例（蓮台寺・潤野を飯塚鎮西
センターに、住所を大日寺 141 番地に変更するもの。平成 30 年 4 月 1 日から施行。)

◎飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例（幸袋池田集会所の認可地縁団体
池田自治会に無償譲渡することに伴い廃止するもの。)

◎財産の譲渡「幸袋池田集会所」（集会所建物を池田自治会に無償譲渡するもの。)

◎飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例（「飯塚立体・入庫時間 7 時～22 時に変更
と 1 時間以内 200 円を追加」「本町・入庫時間 8 時～22 時に変更」「飯塚文化会館・1 時
間以内 200 円を追加」するもの。平成 30 年 1 月 1 日から施行。)

◎飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例（公営住宅法の一部改正に伴い、認知症
等のある者の収入申告義務が緩和されたため関係規定を整備するもの。)

◎財産の無償貸付け「ふれあい広場」（筑穂支所庁舎 1 階の一部を「ふれあい広場事業」
を実施するため筑穂地区まちづくり協議会に無償で貸付けるもの。)

◎財産の無償貸付け「療育関連通所施設敷」（穎田病院隣接の療育関連通所施設の敷地を
設置主体(株)療育振興プロジェクトに無償で平成 30 年 4 月～平成 35 年 3 月 31 日まで貸
付けるもの。){この案件については、所管の福祉文教委員会で否決されたものが、本会
議において出席議員 26 名中議長を除き賛成 20 名反対 5 名で可決されました。}

◎土地の処分「飯塚野球場」（立岩小学校横の飯塚野球場 15,908.99 平方m を 2 億 6888
万円で(株)未来エステートに売却するもの。)

◎土地の処分「穎田病院敷」（穎田病院の敷地 9,988.47 m² を 1 億 2779 万 6596 円で医
療法人博愛会に売却するもの。)

◎市道路線の廃止（廃止延長 102.8m 鯉田地内・県営住宅愛宕団地建替に伴うもの。)

◎市道路線の認定（認定延長 23.6m 忠隈地内・開発行為による寄付採納に伴うもの。)

◎飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 29 年度人事院勧告に伴
い職員給与を改定するもの。)

◎飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（福岡県公立学校職員の
給与改定に伴い市教育職員の給与を改定するもの。)

その他に、議員提出議案として 1 件が審議されました。報告事項専決処分 5 件の報告
がありました。

経済・体育施設に関する調査特別委員会

11月30日開催の「経済・体育施設に関する調査特別委員会」で、飯塚市地方卸売市場・飯塚市体育館・庄内温泉筑豊ハイツの、今後の市の取組みについての考えが示されました。

◎飯塚市地方卸売市場

飯塚市地方卸売市場については、「平成29年度に基本計画を決定し、平成30年度から平成31年度にかけて予算措置、基本設計及び実施計画を行い、平成32年度に建築着工し平成33年度から運用を目指すこととした。」として、平成29年度までに移転先を含めて整備の在り方について市が取りまとめて、市議会に提案するとされていましたが、移転先は、有安の「庄内工業団地グラウンド」に移転・新築することで市場関係者と合意した。と報告がありました。

◎飯塚市体育館

市としては、飯塚市吉北地内の「健康の森公園周辺」（飯塚市民プール前の敷地）か、飯塚市鯉田地内「市民公園広場周辺」（旧飯塚市陸上競技場跡地）のどちらかが適当であると考えているが、建設に係る財源には公共施設等適正管理推進事業債を活用することを考えており活用期限が平成33年度となっているため平成29年11月までには、建設地を決定したい。とのことでしたが、新体育館の移転・新築場所は鯉田の「市民公園健康スポーツ広場（旧飯塚市陸上競技場跡地）」とする。と報告がありました。

場所の選定には、市民の利用しやすいことを最優先に決定したと報告がありました。

基本計画案に対して市民意見を1月15日まで受け付け、2月末までに基本計画をまとめる。と今後の予定の報告がありました。

◎庄内温泉筑豊ハイツ

今後は、現在位置に営業を継続しながら代替施設の整備を行う。（平成32年・2020年パラリンピック事前キャンプまでの開館を目指す。）

具体的には、多目的施設（通常は会議・研修室・イベント等に使用できる、約500㎡程度の分割利用が可能なるものを想定）を、市の施設として設置する。

宿泊施設として、現施設に代わる民間ホテル（客室にはバリアフリー室10室程度を完備）を民間業者負担で建設し運営を依頼する。としていましたが、県に貸している県営緑地入口の駐車場敷きに宿泊施設が建設出来ないか県と相談を行っている。また、12月定例市議会には、公募型プロポーザル方式による整備事業者を選定する方針が示されました。

市職員の駐車場の確保について一般質問

市職員の駐車場の確保についての市の考えを、昨年12月定例市議会の一般質問でお聞きいたしました。

旧市庁舎が取り崩され広い新市庁舎前が見えるようになり、改めて職員の駐車場の確保についてはどうなっているのか。その後の市の取組みについて質しました。

新市庁舎の開設に伴い自家用車による通勤する職員数は何名になったのか。駐車場の確保はどうなっているのか。有料駐車場を利用している人の利用料金は月額でどのようになっているのか。を、質問した結果、次のように答弁がありました。

職員・再任用職員・臨時職員等660名中で504名が自家用車で通勤、有料駐車場利用264名、河川敷駐車場利用160名、臨時職員等の80名は別途用意。

有料駐車場利用者の中で回答のあった203名では8千円台6%・7千円台14%・6千円台26%・4千円台8%・3千円台12%とのことでした。

わたしは、遠賀川河川敷（無料）に駐車させている160名の車を大雨の際に移動させることが考えられますが、一時的に職場を離れて車を移動させることが許されるのか。

職員に支給されている交通手当と、職員が利用している有料駐車場の利用料金との在り方についてどう考えているのか質しました。

これに対して、職員服務規程には「勤務時間中の離席については、上司または他の職員に行先を明らかにしておかなければならない。」と規定している、職務を遂行するためやむを得ない行動として上司の許可を得て移動させている。（自己責任で河川敷に駐車しているのに、業務遂行にやむを得ないとは疑問が生じます。）交通費を支給しているので、交通費と有料駐車場利用料金等の関係の調査は行っていない。との答弁でした。

大雨時に職場を離れて車を移動することが、市民の皆様から理解を得ることが出来るのか疑問であることを再度指摘致しました。また、交通費を月額2千円支給され月に8千円の有料駐車場使用料金を払っている例もあり得るのではないかと。再度の調査を要求いたしました。

前回の質問の際、「職員の駐車場の確保については、この問題の解消に向け、検討、研究させていただきます。」との答弁でしたが、今回の質問を行うまでの1年間各職員に対する駐車場の利用実態等の調査は行われていませんでした。

わたしは、職員が業務に専念するためには、大雨の度に車の移動をする河川敷の駐車場を利用する事は如何なことかと思えます。

また、有料駐車場を利用している職員の負担が3千円台から8千円台と開きのあることにも、支給されている交通費の額からも考えるべきではないかと思えます。

市は、有料で適正な料金で利用できる職員の駐車場を確保し、市職員が業務に専念できる環境を整備すべきだと考え、改めて、駐車場問題に取り組むように要望致しました。

ICT街づくり推進会議に関連して一般質問

これまでICTの利用については、学校教育での活用・過疎地域での活用等と、各議員が、代表質問・一般質問また各委員会で提言等を行ってきましたが、国の情報通信白書を見てみますと、他の自治体と比べ飯塚市の取組みが多少遅れている様に感じましたので改めて、街づくりへの利用について市の考えを質しました。

質問、これまでの飯塚市でのICTの活用の取組みはどうなっているのですか。

答弁、飯塚市では、コンビニエンスストアで市税等の収納及び住民票・印鑑証明の交付、インターネットを活用して図書館での本等の貸出予約、スポーツ施設の利用予約を行っている。また、市の公式ホームページやSNSを活用して情報発信の強化にも努めている。防災の分野では、河川監視カメラのライブ映像発信も行っている。

行政内部では自治体クラウドにも取組みシステムの導入、運用コストの削減を図っている。

質問、「地域IoTの実相推進について」総務省情報流通行政局から出されていますが、その内容では、ロードマップが示され平成29年度5億1千万円の予算で地域IoT実装推進事業に取り組むことが示されていますが、御存じでしょうか。

答弁、地域IoT実装ロードマップとは、地域経済の活性化、地域課題の解決につながる生活の身近な分野として、教育、医療、介護、健康、防災などを中心に、官民が連携して課題を克服しつつ、2016年から2020年まで実装に取り組むための具体的道筋を示したもので、IoT実装に取り組む地域に対して、初期投資、連携体制の構築に係る経費を補助する推進事業が示されている。補助率については、小規模地方公共団体の場合定額補助、または、事業費の2分の1となっている。

質問、国の政策目標は、「地域経済の活性化、地域課題の解決による地域経済と地方創生の好循環」とされ、2020年度達成すべき指標がしめされています。飯塚市の将来を考えると積極的な取組みが必要と考えますが、この指標の中ですでに取り組んでいるもの、これから取り組む予定のものはどうなっていますか。

答弁、IoT実装ロードマップの分野別モデルは22項目ある中、国の政策には完全に一致はしないが、教育分野で電子黒板等のICT環境整備を進め、クラウドによる教材利用や、プログラミング教育の研究に取り組んでいる。地域IoTリーダ育成事業等の3項目については取り組んでいる。また、今後についてはスマート農業やネットワーク関連で地域拠点への公衆無線LANの整備、官民共同サービスとしてオープンデータの利活用、セキュリティ関連で市民の情報リテラシーの向上等について取り組む予定である。今までは、担当課がそれぞれ事業を検討し行ってきたが、今後は、現在作成を進めている「飯塚市地域情報化計画」に基づいて、市全体として事業検討や事業の進捗管理を行い関係部局と協議を行いながら積極的に情報化に取り組んでいきたいと考えている。

経済・建設委員会報告

平成 29 年 12 月 19 日開催の、経済・建設委員会で、「住宅リフォーム補助金制度」
「麻生大浦荘の来場者駐車場について」所管事務調査を行いました。

「住宅リフォーム補助金制度」について

現在、飯塚市では、市内の方が住宅のリフォームをする場合申請すれば、工事費が 100 万円を超える場合 10 万円を限度として、リフォーム補助金を利用する事が出来ます。

この制度の利用状況を見ていますと、予算の関係があり年度途中で申請者数が予算を越えた場合、制度を利用出来ない方々が出ていますので、この制度の見直しを市に要望致しました。

利用状況を確認したところ、平成 23 年度 124 件・平成 24 年 249 件・平成 25 年 243 件・平成 26 年 250 件・平成 27 年 370 件・平成 28 年 229 件で、平成 27 年の場合国の補助があり件数が増えた、平成 29 年 7 月～10 月で 248 件となり予算を超えるため受付を中止したとのことでした。(100 万円以上の工事 1 件の申請で 10 万円の補助金は、248 件の平成 29 年度では 2 億 4800 万円以上の工事が実施されることとなり、地域経済活性化への効果があると思います。)

現在、飯塚市では定住対策・空き家対策・立地適正計画等などに取組んでいますので、リフォーム補助金の予算総額の在り方・一律の補助金が良いのかどうか、市の街づくりの総合的な視点で見直しをすることを要望致しました。

これに対して、定住促進・空き家対策等の視点から十分に検討し前向きに取り組むとの答弁がありました。

「麻生大浦荘の利用者駐車場について」

麻生大浦荘は、飯塚市の観光名所にはなっていませんが、春と秋に特別公開をして頂いています。来場者には、民間の空地进行を借りて臨時駐車場として案内を行ってききましたが、この空地に今春の開店を目指して店舗の建設工事が行われていて、今後は借用出来なくなると考えます。そこで、観光行政の駐車場の在り方について、市の今後の取組みの考えをお尋ねいたしました。

秋の特別公開の際、これまでの臨時駐車場は利用できなくなり、バス等の方は歴史資料館を乗降場所として利用し、バス駐車場はオートレース場駐車場を利用して頂き、自家用車利用者には周辺の有料駐車場の地図を配布して対応した。観光名所の駐車場整備は旧伊藤邸の臨時駐車場のみで整備は進んでいない。今後は、観光基本計画を含めて検討を進めていくとの答弁がありました。

今後は、出来ることを丁寧に行い、通過型より滞在型の観光行政を要望致しました。

議会運営委員会行政視察報告

議会運営委員会では、平成 29 年 11 月 28 日長野県伊那市・29 日長野県松本市に行政視察を行いました。

伊那市では、議会改革の取組みについて（議会改革フォーラムの開催・議会だよりの毎月発行・フェイスブックによる情報発信・市民と議会との意見交換会の開催・傍聴規則、委員会傍聴規則の改正・タブレット端末の導入）調査致しました。

松本市では、議会活性化の取組みについて（市民意見募集・議会子ども控室・議会だよりの編集委員会の設置・議会基本条例の制定、議会基本条例施策推進組織の設置・地元ケーブルテレビによる委員会レポートの放送・各種団体との意見交換会・議会政策討論会の実施・議会政策提言の市長への提出・議会調査研究結果報告書の作成）調査いたしました。

両市とも、市民に開かれた、市民が参加しやすい市議会を目指して積極的に情報公開等を進めていますが、幅広い市民参加については検討をすべき点が多い様でありました。

国民健康保険税の資産割廃止へ

平成 24 年 9 月定例会市議会の一般質問で、国民健康保険税の資産割については、◎居住用の資産に課税されて借家等に居住している者と不公平感がある。◎固定資産税と重複課税である。◎所得の無い者にも課税されるため低所得者の負担増になっている。◎後期高齢者医療制度では資産割課税は採用していない。以上の意見を述べ廃止について検討するように要望致しました。（質問の際、福岡県内 28 市中で 19 市が廃止）

その際の市の答弁では、最終的には段階的に廃止したいとのことでありました。

平成 29 年 12 月 22 日「飯塚市国民健康保険運営協議会」は、国民健康保険税の資産割を平成 30 年度から廃止するように市に答申しました。

平成 30 年度から国民健康保険税の運営主体は県となりますので、各自治体での課税方法が異なることは運営に不公平感が生じます。資産割の廃止を行い県下統一の取組みが必要と思います。

享月	日	場所	内容
			2017年(平成29年)12月23日(土)
			<p>飯塚市の国保税 資産割廃止答申 運営協議会が市長に</p> <p>飯塚市国民健康保険運営協議会（会長、江口徹市議）は22日、固定資産をもとに算出する国民健康保険税の資産割を来年度から廃止するよう片峯誠市長に答申した。資産割は、固定資産税との二重の負担だという指摘や、営業資産でないものに課税するなどの課題があったとしている。</p> <p>来年度から国保の財政運営の責任主体が市町村から都道府県に変わる。答申は制度改正に伴って決める税率は、国保事業の運営などに支障のない税率とし、2年間は据え置くことを基本とするよう求めている。</p>